

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年5月25日認可した。

平成21年6月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
仲南町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 買田南畑東地区
”	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 帆山取水ゲート地区
”	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 大口取水ゲート地区